

(仮称)東尾道屋内子ども広場遊具等設置
業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

尾道市
令和8年7月

1 目的

尾道市の東部地域にあるベイタウン尾道組合会館内に、子どもや子育て世代が集い、交流する場を備えた（仮称）東尾道屋内子ども広場の遊具等設置に係る受託候補者を選定する目的で公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

（仮称）東尾道屋内子ども広場遊具等設置業務委託

(2) 施設概要

所 在 地：尾道市東尾道４番地４（ベイタウン尾道組合会館１階の一部）

(3) 業務内容

ア 遊具等の配置計画作成

イ 遊具等の納品・設置

ウ その他（上記に関連し必要となる準備、調整、手続き等）

なお、詳細は（仮称）東尾道屋内子ども広場遊具等設置業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、契約時における仕様は、受注者の提案内容に応じて変更する場合がある。

(4) 本業務の履行期間

契約締結日から令和９年１月３１日（日）までとする。

ただし、遊具の搬入は令和９年１月８日（金）までとし、遊具搬入後、履行期間内で日程調整のうえ、遊具等を配置計画のレイアウトに設置すること。

(5) 委託料の上限

６，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選考方式

(1) 選考は、（仮称）東尾道屋内子ども広場遊具等設置業務受注者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 一次選考は参加資格に係る審査とし、二次選考はプレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえで審査を行い、最優秀者１者及び優秀者１者を選定する。

(3) 委員会の構成は、二次選考当日まで公表しない。

4 選考スケジュール

日 程	内 容
令和８年７月３０日(木)	募集要項の公告
令和８年８月１７日(月)午後５時まで	質問書の受付期限
令和８年８月２１日(金)午後５時まで	質問書に対する回答
令和８年８月２５日(火)午後５時まで	参加表明書等の提出期限
令和８年８月２８日(金)	一次選考（参加資格審査）結果通知
令和８年９月４日(金)午後５時まで	提案書類の提出期限
令和８年９月中旬～下旬	プレゼンテーション、ヒアリング審査
令和８年９月中旬～下旬	二次選考結果の通知

5 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次のアからキまでのいずれにも該当する者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がなされていること。
 - ウ この公告の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていないこと。
 - エ 尾道市税、国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - オ 尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成21年9月1日施行）別表第1の1から5までのいずれにも該当しないこと。
 - カ 令和7～9年度の尾道市物品購入等競争入札参加資格において、種目「4. 運動・施設・看板」のうち品目「2. 遊具」、種目「20. 請負（修繕）」のうち品目「28. 遊具」、又は種目「22. 設備保守管理業務」のうち品目「14. 遊具保守点検」の認定を受けている者であること。ただし、本プロポーザルの参加表明書等の提出期限である令和8年8月25日までに入札参加資格審査申請を提出し、入札参加資格者と同様の資格を有すると本市が認めた場合は、この限りでない。この場合には、入札参加資格審査申請として提出した書類の写しを、本プロポーザルの参加表明書等の提出時に合わせて提出すること。

なお、入札参加資格審査申請の提出先は、尾道市企画財政部財政課となる。
入札参加資格審査申請方法は、下記の市ホームページ URL を参照のこと。
<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/3/76490.html>
 - キ 本事業を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合は要件を満たすことができる者であること。

6 業務実施上の条件

- (1) 再委託の範囲
受注者は、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。
- (2) 再委託先及び資材の購入先
受注者は、本業務の実施に際して、一部を再委託に付し、又は必要な資材を購入する場合には、可能な限り尾道市内に主たる事務所、営業所等を有する業者に発注するものとする。

7 事務局

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市役所福祉保健部子育て支援課子育て支援係
電話：0848-38-9205 FAX：0848-38-9206
E-mail：k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

8 現地確認

本プロポーザルへ参加するにあたっては必ず現地確認を行うこととし、次のとおり応募者ごとに日程を調整するものとする。日程調整のため、現地確認申出書（様式第2号）を作成し電子メールで提出すること。

(1) 開催日時

令和8年8月6日(木)、8月7日(金)、8月10日(月)の午前9時30分から正午、午後1時30分から午後3時のうち各自1時間程度。日時は申込先着順で決定する。

※ 上記の日程で現地確認の参加が難しい場合は参加表明書等の提出期限前日まで現地確認を可能とする。上記以外の日程を希望する場合は、現地確認の希望日1週間前までに電子メールで連絡すること。日程調整の上、実施するものとする。但し、土・日曜日、祝日、8月13日(木)、8月14日(金)は除く。

(2) 申込方法

現地確認は日程調整のため、現地確認申出書(様式第2号)を作成し電子メールで提出すること。電子メールを送信する際は、件名を「(仮称)東尾道屋内子ども広場遊具等設置業務委託に関する現地確認(会社名)」とし、電話にて到着確認を行うこと。

電子メール宛先：k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

(3) 申込期限

令和8年8月4日(火)午後5時まで

(4) 質疑

現地確認の際、質疑は受け付けないものとする。質疑がある場合は、本要項第9項(2)に基づき行うこと。

(5) その他

現地確認の申込後、当該建物の図面データ(PDF)を電子メールで配布する。

9 参加手続等及び一次選考

(1) プロポーザルに係る書類等の配布

令和8年7月30日(木)から市ホームページに掲載して配布

(URL: <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/23/92181.html>)

(2) 質問の受付及び回答

仕様書等について質問がある場合は、質問書(様式第1号)を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

公告の日から令和8年8月17日(月)午後5時まで

イ 提出方法

質問書(様式第1号)により、電子メールで提出すること。(電話、口頭等による個別の対応は行わない。)電子メールを送信する際は、件名を「(仮称)東尾道屋内子ども広場遊具等設置業務委託に関する質問(会社名)」とし、電話にて到着確認を行うこと。

電子メール宛先：k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和8年8月21日(金)までに随時、市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

エ その他

質問回答については仕様の一部とする。

(3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間

公告の日から令和8年8月25日(火)午後5時まで

※持参による受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。)により提出すること。(受付期間内必着)

ウ 提出書類

No.	様式等	提出部数、留意事項等
1	参加表明書（兼参加資格審査申請書） （様式第3号）	1部
2	委任状 （様式第13号）	1部 本店以外の営業所等に委任する場合
3	参加表明書等受領書 （様式第4号）	1部 参加表明書（兼参加資格審査申請書） 受付時、事務局が受付印を押印の上、 提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、切手を貼付し た返信用封筒を同封すること。
4	事業者概要書 （様式第5号）	1部
5	業務実施体制及び業務従事者情報 （様式第6号）	1部
6	本要項第5項(1)カに掲げる尾道市物 品購入等競争入札参加資格の認定を 受けていない者が提出する書類	1部 参加表明書等提出までに、財政課に入 札参加資格審査申請として提出した書 類の写し

(4) 一次選考（参加資格審査）の結果の通知

参加表明書等の内容により参加資格を審査し、令和8年8月28日（金）までにその結果を書面及び電子メールで通知する。

(5) 参加の辞退

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第12号）を電子メールにて提出することとし、電話にて到着確認を行うこと。

10 提案書類の提出

(1) 受付期間

一次選考結果通知後から令和8年9月4日（金）午後5時まで

※持参による受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。（受付期間内必着）

提案は1者1案に限るものとし、書類提出期限後の差替え、修正、追加等は認めないが、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

(3) 提出書類

No.	書類名	提出部数、留意事項等
1	提案書類提出書（様式第7号）	1部
2	提案書類受領書（様式第8号）	1部 提案書受付時、事務局が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
3	業務実績調書（様式第9号）	1部 契約書の写し（必要部分）を添付すること。
4	企画提案書（様式任意）	8部（正本1部、副本7部） 会社名等の提案者が特定できる事項は記載しないこと。
5	二次選考出席者届出書（様式第10号）	1部
6	見積書（様式第11号） 内訳書（様式任意）	1部 見積書には、その積算根拠を記載する内訳書を添付すること。

(4) 提出書類の作成方法

ア 業務実績調書

- ・平成23年度以降の児童館・保育施設・子どもの遊び場など遊具整備に係る業務契約について記載すること。
- ・「委託契約金額」の欄には、消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。
- ・契約書の写しを添付すること。

イ 企画提案書

- ・別紙「(仮称) 東尾道屋内子ども広場遊具等設置業務委託 評価基準」の評価項目に沿って作成すること。
- ・様式は任意で可とするが、A4判、横書き、両面・カラー印刷で製本し、目次を作成するとともに、下部にページ番号を記載すること。なお、図などはA3判折込みを可とする。
- ・文字サイズは、11ポイント以上とすること。
- ・表紙を含めて、会社名等の提案者が特定できる事項は記載しないこと。

ウ 見積書

- ・様式第11号を使用すること。
- ・本要項第2項(5)の委託料の上限額（以下、上限額という。）の範囲内において本事業に必要な費用を見積り、内装工事、遊具等の業務内容毎に積算した内訳書を添付すること。
- ・企画提案書に記載する内容は、見積書に記載した金額の範囲内で実現できるものとする。

11 二次選考（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 日時・場所

令和8年9月中旬～下旬 尾道市役所本庁舎（予定）

二次選考参加対象者には一次選考の結果と併せて、実施日・場所を通知する。

プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は提案書の受付順とし、提案書類の提出期限後に二次選考参加対象者には、詳細な時間を通知する。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とする。

(2) 持ち時間

プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とする。

(3) 使用機材

モニター及び電源は尾道市で用意し、その他の機材は提案者において用意する。

(4) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、二次選考出席者届出書（様式第10号）で届出があった6名以内とする。提案者及び業務実施体制及び業務従事者情報（様式第6号）において記載された事業者のみ参加できるものとする。

(5) プレゼンテーションに当たっての留意事項

ア 提出した提案書の内容及びその補足説明についてのみ行うこと。

イ 資料の追加配布は認めない。

ウ 提案者及び審査者は、提案者（企業名、代表者名及び参加者名）の特定又は推察につながる内容の発言は一切行ってはならない。

(6) 審査方法

ア 評価基準

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に関する評価項目及び点数は、別紙「（仮称）東尾道屋内子ども広場遊具等設置業務委託評価基準」（以下、「評価基準」という。）のとおりとする。

イ 選定方法

提案内容を審査、採点のうえ、最高点の者を最優秀者に、次点者を優秀者に選定する。

なお、最高得点者が複数いる場合には、委員会の決するところによる。

また、提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(7) 結果通知

審査の実施後、文書及び電子メールで通知するとともに、市ホームページにて公表する。

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提案書類に虚偽の記載があった場合

(2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合

(3) 業務委託料の上限を超えた見積書を提出した場合

(4) 本要項に定める参加資格を満たさなくなった場合

(5) 委員会、事務局関係者及び他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合

(6) その他、本要項に違反したと認められる場合

13 契約の締結

(1) 契約の方法

ア 委員会において選定した最優秀者と業務内容について協議を行い、仕様書の内容を確定した後、改めて見積書を徴取し、契約を締結するものとする。

イ 最優秀者が次のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、優秀者を相手方として見積徴取及び契約を行うものとする。

- (ア) 最優秀者が、地方自治法第167条の4に規定する者に該当することになったとき。
- (イ) 最優秀者が、尾道市から指名除外措置を受けたとき。
- (ウ) 最優秀者が、本要項第12項に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- (エ) 最優秀者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。
- (オ) 最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき。

ウ 契約手続は、尾道市契約規則（昭和39年尾道市規則第28号）の定めるところによる。

(2) 業務委託料

選定された事業者には別途見積書の提出を求め、上限額の範囲内で決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、尾道市契約規則の免除規定に該当するときはこの限りではない。

(4) 失格による契約の解除

本業務契約締結後に、契約者が本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

14 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、提出者に無断で利用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、保存等を行う。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した提案書の書類については市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 本市は業者選定後、選定された事業者の提案に拘束されないものとする。
- (7) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、尾道市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、指名除外措置を行うことがある。
- (9) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、参加辞退届出書（様式第12号）により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。